

(証券コード 4592)
2022年4月12日

株 主 各 位

東京都中央区明石町8番1号
サンバイオ株式会社
代表取締役社長 森 敬 太

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご教示いただき、2022年4月26日（火曜日）午後6時までに到着するようにご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2022年4月26日（火曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年4月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
新宿住友ビルB2・B1F 新宿住友ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第9期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

第3号議案 当社及び当社の子会社の従業員に対する新株予約権（ストック・オプション）の発行の計画の承認の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sanbio.com>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

<株主様へのご協力のおお願い>

- ・株主総会の議決権行使は、極力、書面（郵送）又はインターネットによる方法をご検討ください。また、株主総会当日にご自宅等からでもご参加し、株主総会の様子を傍聴いただけるよう、インターネットによるライブ中継も行いますので、ご活用ください。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、**事業説明会を中止いたします**。当社事業の進捗の説明につきましては、適切なタイミングでインターネット等を活用し事業報告を適宜行えるように検討していきますので、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・感染予防のため会場内は座席の間隔を広げ、座席数を減らし運営を行います。お席が埋まった時点で入場のご案内ができない場合がございます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sanbio.com>）より、発信情報をご確認ください。併せてお願い申し上げます。

## ～株主総会インターネット参加のご案内～

株主総会当日にご自宅等からでもご参加し、株主総会の様子を傍聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ中継を行います。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

### 1. 配信日時

**2022年4月27日（水曜日） 午前10時～株主総会終了時刻**

※天変地異や新型コロナウイルス感染症の拡大等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。配信可否、状況等につきましては、随時当社ウェブサイト等によりご案内させていただきます。

### 2. 視聴方法

URL：<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

- ① 上記URL（株主総会オンラインサイト『Engagement Portal』）へアクセス
- ② 株主様認証画面（ログイン画面）で「ログインID」と「パスワード」を入力し、利用規約をご確認のうえ、「ログイン」ボタンをクリックしてください。「ログインID」と「パスワード」は、同封の「株主総会オンラインサイト『Engagement Portal』のご案内」に記載されております。なお、スマートフォン等をご利用の場合、上記ご案内用紙に記載のQRコードを読み込んでいただくことで、「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインすることができます。  
ログインID：同封のご案内用紙に記載  
パスワード：同封のご案内用紙に記載  
※本サイトの公開期間は、2022年4月12日から2022年4月27日までです。公開期間外は、株主様認証画面（ログイン画面）は表示されるものの、ログイン後のページにアクセスすることはできません。
- ③ ログイン後のポータルサイトで「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「視聴する」をクリックしてください。  
※当日ライブ視聴ページは、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

### 【インターネット参加にかかるご留意事項】

- ・インターネット参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、インターネット参加を通じて株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議を行うことはできないことをご理解ください。議決権行使は、行使期限にご留意いただいたうえで、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネットによる議決権行使、又は委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願いいたします。
- ・インターネット参加方法において株主総会にご参加いただけるのは株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ご使用のパソコン環境（機種、性能等）や、インターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ・同封の「株主総会オンラインサイト『Engagement Portal』のご案内」を紛失された場合、下記記載のお問い合わせ先にて、原則、ご案内用紙を再発行いたします。ただし、株主総会開催の約1週間前以降等、お問い合わせをいただきました日時によっては再発行をお受けできない場合がございます。

### 【推奨環境】

本サイトの推奨環境は以下のとおりです。

なお、Internet Explorer はご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

|               | PC                                                   |                                      | モバイル       |            |                   |
|---------------|------------------------------------------------------|--------------------------------------|------------|------------|-------------------|
|               | Windows                                              | Macintosh                            | iPad       | iPhone     | Android           |
| OS            | Windows 10<br>以降                                     | MacOS X<br>10.13 (High<br>Sierra) 以降 | iOS 13.0以降 | iOS 12.0以降 | Android 8.0<br>以降 |
| ブラウザ<br>※各種最新 | Google<br>Chrome、<br>Microsoft<br>Edge<br>(Chromium) | Safari、<br>Google<br>Chrome          | Safari     | Safari     | Google<br>Chrome  |

※上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。

### 【本サイトに関するお問い合わせ】

TEL 0120-676-808 (通話料無料)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(土日祝日を除く平日9：00～17：00、ただし、株主総会当日は9：00～株主総会終了時刻)



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

|                                                                                                                    |                                                                                                                                    |                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <br><b>株主総会にご出席される場合</b><br>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。<br>日 時<br><b>2022年4月27日(水曜日)</b><br><b>午前10時</b> (受付開始：午前9時) | <br><b>書面(郵送)で議決権を行使される場合</b><br>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。<br>行使期限<br><b>2022年4月26日(火曜日)</b><br><b>午後6時到着分まで</b> | <br><b>インターネットで議決権を行使される場合</b><br>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。<br>行使期限<br><b>2022年4月26日(火曜日)</b><br><b>午後6時入力完了分まで</b> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
〇〇〇〇〇〇〇〇  
御中  
株主総会日 議決権の数 XX株  
XXXXXXXXXX年XX月XX日

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
見本  
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX  
パスワード XXXXXX  
〇〇〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第1号、第2号、第3号議案**

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

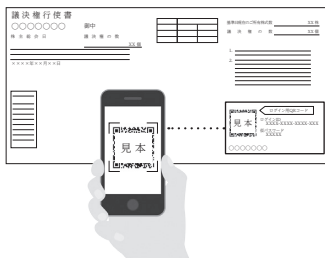
書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

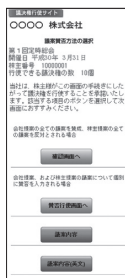
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

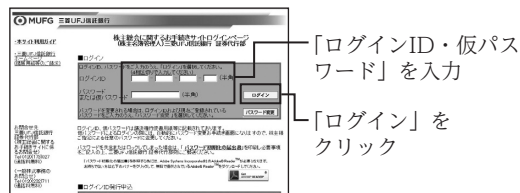
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

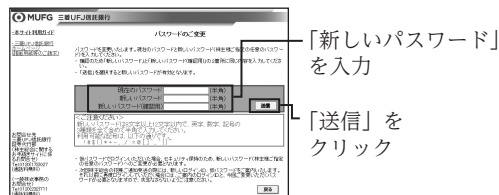
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## 記

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年4月26日（火曜日）午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

#### (1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

#### (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。  
※ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以上

(提供書面)

## 事業報告

( 2021年2月1日から  
2022年1月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度、当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

日本の再生医療業界においては、2014年11月に施行された再生医療安全性確保法及び改正薬事法によって、再生医療の産業促進化が進むなか、2021年には過去最多となる5品目が再生医療等製品としての製造販売承認を取得しました。また、米国においては、2016年12月に可決された21st Century Cures Act (21世紀治療法)のもと、重篤な疾患の治療を目的とした再生医療製品の迅速承認を可能とするRMAT (Regenerative Medicine Advanced Therapy) 指定制度が設けられ、2021年にはRMAT指定品目として初のBLA (Biologics License Application) 承認取得を含むRMAT指定3品目がBLA承認を取得しました。このように、2021年は日本および米国において再生医療の実用化が大きく進みました。

このような環境のもと当社グループ (以下、当社、SanBio, Inc. (米国カリフォルニア州マウンテンビュー市) 及びSanBio Asia Pte. Ltd. (シンガポール) の3社を指します。) は、アンメット・メディカルニーズが高い中枢神経系疾患を主な対象とし、当社グループ独自の再生細胞薬SB623の事業化を目指して、研究開発を進めました。

SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムについては、日本を含む国際共同フェーズ2臨床試験 (被験者61名) にて、2018年11月に「SB623の投与群は、コントロール群と比較して、統計学的に有意な運動機能の改善を認め主要評価項目を達成。」という良好な結果を得て、2019年4月には、国内で厚生労働省より再生医療等製品として先駆け審査指定制度 (注1) の対象品目の指定を受けました。当社は、当該指定以降、先駆け審査指定制度の枠組みにおいて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA) との協議を進め、2022年1月に先駆け総合評価相談を終了し、2022年3月に当社初となる国内での再生医療等製品製造販売承認申請 (以下、「承認申請」) を完了しました。

慢性期外傷性脳損傷プログラムの良好な結果を受けて開始した慢性期脳出血プログラムについては、国内における臨床試験の開始に向けた取り組みを進めています。

SB623慢性期脳梗塞プログラムについては、主要評価項目未達となった米国でのフェーズ2



b臨床試験（被験者163名）の追加解析結果（注2）を踏まえて、国内における臨床試験の開始に向けた取り組みを進めています。

このような状況のなか、当連結会計年度は、SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムの承認申請に向けた製造関連の費用が主なものとなり、研究開発費4,955百万円を計上した結果、営業損失は6,620百万円（前連結会計年度は営業損失5,801百万円）、また、為替相場の変動による為替差益が発生したため、営業外収益として為替差益1,961百万円を計上したことにより、経常損失は4,579百万円（前連結会計年度は経常損失6,530百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は4,677百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失3,385百万円）となりました。

なお、当社グループは他家幹細胞を用いた再生細胞事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績記載を省略しています。

（注1）先駆け審査指定制度は、2014年6月に厚生労働省における「世界に先駆けて革新的医薬品等の実用化を促進するための省内プロジェクトチーム」において発表された「先駆けパッケージ戦略」に基づき、創設された制度であり、世界に先駆けて日本で開発され、早期の治験段階で著明な有効性が見込まれる革新的な医薬品について、優先審査し、早期の承認を目指すものです。優先審査における承認申請から承認までの総審査期間の目標は、6カ月とされています。

（注2）詳細は2020年9月14日発表の当社プレスリリース「再生細胞医薬品「SB623」慢性期脳梗塞を対象とした米国でのフェーズ2b臨床試験の新たな解析結果及びこれに基づく脳梗塞・脳出血プログラムの国内臨床試験の開始検討について」をご参照下さい。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は47百万円であり、主なものは本社のオフィスレイアウト変更に関する設備等であります。

③ 資金調達の状態

当社は、2018年11月30日に株式会社三菱UFJ銀行との間で締結していたコミットメントライン契約について2021年11月30日に期限が到来し当該契約が終了したため、新たなコミットメントライン契約を締結しました。

2021年11月30日付にて終了した契約

| 調達形態       | 調達額<br>(うち、借入実行残高) | 契約締結日    | コミットメント期日<br>(返済期日)    | 摘要 |
|------------|--------------------|----------|------------------------|----|
| コミットメントライン | 20億円<br>(9.5億円)    | 2018年11月 | 2021年11月<br>(2021年11月) |    |

2021年11月30日付にて実行開始した契約

| 調達形態       | 調達額<br>(うち、借入実行残高) | 契約締結日   | コミットメント期日<br>(返済期日)    | 摘要                                                                                      |
|------------|--------------------|---------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| コミットメントライン | 20億円<br>(一億円)      | 2021年8月 | 2024年11月<br>(2024年11月) | (主な借入実行条件) コミットメントは、2021年11月30日より開始し、借入は、国内SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムの再生医療等製品の承認申請をもって利用可能となる。 |

また、当社は、2021年12月15日に株式会社りそな銀行と新たなコミットメントライン契約を締結しました。

2022年1月14日付にて実行開始した契約

| 調達形態       | 調達額<br>(うち、借入実行残高) | 契約締結日    | コミットメント期日<br>(返済期日)  | 摘要                                                       |
|------------|--------------------|----------|----------------------|----------------------------------------------------------|
| コミットメントライン | 10億円<br>(一億円)      | 2021年12月 | 2023年6月<br>(2023年6月) | (主な遵守事項) 契約期間において純資産及び税引後当期純利益が当社が提出した事業計画上の金額以上を維持すること。 |

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分  
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第6期<br>(2019年1月期) | 第7期<br>(2020年1月期) | 第8期<br>(2021年1月期) | 第9期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年1月期) |
|---------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 事業収益 (百万円)                | 741               | 447               | —                 | —                              |
| 経常損失 (△) (百万円)            | △2,919            | △5,146            | △6,530            | △4,579                         |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円) | △2,920            | △5,157            | △3,385            | △4,677                         |
| 1株当たり当期純損失 (△) (円)        | △60.17            | △100.91           | △65.38            | △90.33                         |
| 総資産 (百万円)                 | 13,975            | 15,605            | 13,343            | 5,510                          |
| 純資産 (百万円)                 | 8,909             | 10,930            | 8,349             | 2,035                          |
| 1株当たり純資産額 (円)             | 178.42            | 209.05            | 157.07            | 32.99                          |

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                  | 第6期<br>(2019年1月期) | 第7期<br>(2020年1月期) | 第8期<br>(2021年1月期) | 第9期<br>(当事業年度)<br>(2022年1月期) |
|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------|
| 事業収益 (百万円)           | —                 | —                 | —                 | —                            |
| 経常利益又は経常損失 (△) (百万円) | △712              | △1,268            | △1,827            | 932                          |
| 当期純損失 (△) (百万円)      | △7,653            | △5,046            | △2,976            | △6,439                       |
| 1株当たり当期純損失 (△) (円)   | △157.68           | △98.74            | △57.49            | △124.35                      |
| 総資産 (百万円)            | 13,127            | 15,302            | 12,718            | 4,883                        |
| 純資産 (百万円)            | 8,909             | 11,046            | 8,357             | 2,033                        |
| 1株当たり純資産額 (円)        | 178.44            | 211.30            | 157.22            | 32.96                        |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                   | 資本金       | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                          |
|-----------------------|-----------|----------|----------------------------------|
| SanBio, Inc.          | 2,908千USD | 100.0%   | 他家幹細胞を用いた再生細胞薬の研究開発事業            |
| SanBio Asia Pte. Ltd. | 400千SGD   | 100.0%   | 医薬品のグローバル供給、アジア地域における医薬品販売及び事業開発 |

(注) 2021年2月1日に、SanBio Asia Pte. Ltd. を設立いたしました。

### (4) 企業集団の対処すべき課題

全世界で再生医療の産業化が徐々に進むなか、各国でも国レベルの取り組みがされています。国内でも、再生医療を政府の成長戦略のひとつとして、この分野における科学・基礎研究への手厚い支援及び助成金の実施や、薬事法を改正し再生医療等製品への法制度の見直しを行ってきました。このような環境のなかで、当社グループは、再生細胞医薬品SB623の製造及び販売の開始をグローバルで目指すため、次の対処課題に取り組んでいきます。

#### ① 国内SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムの承認取得及び販売開始

国内SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムについては、2022年1月までに先駆け総合評価相談を終了し、2022年3月に当社初となる再生医療等製品製造販売承認申請を完了しました。一日も早く承認を取得し、患者さまにお届けできるよう、承認審査において、規制当局と協議を行ってまいります。

#### ② 市販後の製造・物流・販売体制の構築

上述した国内SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムの進捗状況を踏まえ、従来の医薬品とは性質の異なる再生医療等製品の安定供給及び適正使用の実現に必要な製造・物流・販売体制の構築を開始しています。厳格な品質管理下で確実に製品を患者さまへお届けするための流通管理システム（R-SATシステム）の株式会社スズケンとの共同開発を含む、安定供給体制の構築を進めていきます。また、医療機関への製品情報提供資材の作成及び提供体制の整備、患者適格性判定システムの開発等、適正使用推進体制の構築に努めていきます。

③ 研究開発パイプラインの進捗・拡充

研究開発型企業における事業の継続的な成長のために重要な研究開発パイプラインの推進に向けて取り組みを進めていきます。SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムについては、上述の国内での対応に加え、海外での臨床試験の開始時期について検討を進めていきます。SB623慢性期脳梗塞プログラム及び慢性期脳出血プログラムについては、国内における臨床試験の開始に向けての取り組みを海外に優先して進めていきます。SB623以外の細胞を含む、その他の研究・非臨床試験段階のプログラムについては、引き続き、臨床試験の開始に向けたデータの取得に努めていきます。

④ 資金調達

当社グループは、上記のとおり、慢性期外傷性脳損傷、慢性期脳梗塞及び慢性期脳出血を対象としたSB623の上市を加速するために、またそれ以外のパイプラインを進捗させるために、資金調達を確実に行っていく必要があります。そのため、当社は、資金調達手段の確保・拡充に向けて、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資、補助金等を通じて、必要な資金調達の多様化を図っていきます。

⑤ 人材の獲得

当社グループの研究開発体制は、コア・コンピタンスとなる研究開発及び製造プロセスのデザイン等は自社で行い、臨床試験及びその治験薬自体の製造の業務等は外部協力業者を活用するなど効率的に行っています。現在は小規模組織での運営を行っていますが、開発の加速、市販後体制の構築、パイプラインの拡大・進捗等に応じて、今後も、適切かつ十分な人材の確保・維持に努めていきます。

(5) 主要な事業内容（2022年1月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、他家幹細胞を用いた再生細胞薬の研究開発及び販売業務であります。当社グループは他家幹細胞を用いた再生細胞事業の単一のセグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

(6) 主要な営業所（2022年1月31日現在）

① 当社の主な事業所

|   |   |        |
|---|---|--------|
| 本 | 社 | 東京都中央区 |
|---|---|--------|

② 子会社

|                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| SanBio, Inc.          | 米国カリフォルニア州マウンテンビュー市 |
| SanBio Asia Pte. Ltd. | シンガポール              |

(7) 従業員の状況（2022年1月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 区 分             | 従 業 員 数  | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------------|----------|-------------|
| 他家幹細胞を用いた再生細胞事業 | 61 (0) 名 | 4 (-) 名増    |
| 全社 (共通)         | 28 (0) 名 | - (-) 名     |
| 合 計             | 89 (0) 名 | 4 (-) 名増    |

(注) 従業員数は就業員数であり、契約社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|---------|-------------|
| 34名     | 48.1歳   | 1.8年        |

| 区 分             | 従 業 員 数  | 前事業年度末比増減 |
|-----------------|----------|-----------|
| 他家幹細胞を用いた再生細胞事業 | 15 (0) 名 | 1 (-) 名減  |
| 全社 (共通)         | 19 (0) 名 | 1 (-) 名減  |
| 合 計             | 34 (0) 名 | 2 (-) 名減  |

(注) 従業員数は就業員数であり、契約社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年1月31日現在）

① 企業集団の主要な借入先の状況

| 借入先         | 借入金残高    |
|-------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行   | 2,300百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 225      |

② 当社の主要な借入先の状況

| 借入先         | 借入金残高    |
|-------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行   | 2,300百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 225      |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2022年1月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 150,000,000株
- ② 発行済株式の総数 51,793,402株
- ③ 株主数 38,644名
- ④ 大株主（上位12名）

| 株 主 名                                      | 持 株 数 ( 千 株 ) | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------|---------------|---------|
| 川 西 徹                                      | 12,221        | 23.6%   |
| 森 敬 太                                      | 5,997         | 11.6    |
| 帝 人 株 式 会 社                                | 992           | 1.9     |
| 野村信託銀行株式会社(投信口)                            | 650           | 1.3     |
| BNY GCM ACCOUNTS M NOM                     | 306           | 0.6     |
| 野村信託銀行株式会社(信託口2052261)                     | 300           | 0.6     |
| CHARLES SCHWAB FBO CUSTOMER                | 233           | 0.5     |
| ケアネット・イノベーション投資事業有限責任組合                    | 210           | 0.4     |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 168           | 0.3     |
| 株 式 会 社 ア ス テ ム                            | 157           | 0.3     |
| 株 式 会 社 ケ ー エ ス ケ ー                        | 157           | 0.3     |
| 株 式 会 社 バ イ タ ル ネ ッ ト                      | 157           | 0.3     |

(注) 持株比率は自己株式（196株）を控除して計算しております。



(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                        | 第5回新株予約権                        |                 | 第14回新株予約権                           |                |
|------------------------|------------------------|---------------------------------|-----------------|-------------------------------------|----------------|
| 発行決議日                  |                        | 2014年4月28日                      |                 | 2018年10月15日                         |                |
| 新株予約権の数                |                        | 150,000個                        |                 | 25,000個                             |                |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                        | 普通株式<br>(新株予約権1個につき             | 150,000株<br>1株) | 普通株式<br>(新株予約権1個につき                 | 25,000株<br>1株) |
| 新株予約権の払込金額             |                        | 新株予約権1個当たり 1.1円                 |                 | 新株予約権1個当たり —                        |                |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                        | 新株予約権1個当たり 300円<br>(1株当たり 300円) |                 | 新株予約権1個当たり 3,792円<br>(1株当たり 3,792円) |                |
| 権利行使期間                 |                        | 2014年4月30日から<br>2024年1月1日まで     |                 | 2018年10月30日から<br>2028年10月14日まで      |                |
| 行使の条件                  |                        | (注) (a)(b)(c)(d)                |                 | (注) (b)(c)(d)                       |                |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数                         | —               | 新株予約権の数                             | 25,000個        |
|                        |                        | 目的となる株式数                        | —               | 目的となる株式数                            | 25,000株        |
|                        |                        | 保有者数                            | —               | 保有者数                                | 1人             |
|                        | 社外取締役                  | 新株予約権の数                         | 150,000個        | 新株予約権の数                             | —              |
|                        |                        | 目的となる株式数                        | 150,000株        | 目的となる株式数                            | —              |
|                        |                        | 保有者数                            | 1人              | 保有者数                                | —              |
|                        | 監査役                    | 新株予約権の数                         | —               | 新株予約権の数                             | —              |
|                        |                        | 目的となる株式数                        | —               | 目的となる株式数                            | —              |
|                        |                        | 保有者数                            | —               | 保有者数                                | —              |

|                        |                        | 第16回新株予約権                           |                | 第21回新株予約権                           |                |
|------------------------|------------------------|-------------------------------------|----------------|-------------------------------------|----------------|
| 発行決議日                  |                        | 2019年4月26日                          |                | 2020年5月7日                           |                |
| 新株予約権の数                |                        | 40,000個                             |                | 35,000個                             |                |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                        | 普通株式<br>(新株予約権1個につき                 | 40,000株<br>1株) | 普通株式<br>(新株予約権1個につき                 | 35,000株<br>1株) |
| 新株予約権の払込金額             |                        | 新株予約権1個当たり —                        |                | 新株予約権1個当たり —                        |                |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                        | 新株予約権1個当たり 3,765円<br>(1株当たり 3,765円) |                | 新株予約権1個当たり 1,624円<br>(1株当たり 1,624円) |                |
| 権利行使期間                 |                        | 2019年5月22日から<br>2029年4月25日まで        |                | 2020年5月22日から<br>2030年5月6日まで         |                |
| 行使の条件                  |                        | (注) (b)(c)(d)                       |                | (注) (b)(c)(d)                       |                |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数                             | 40,000個        | 新株予約権の数                             | 35,000個        |
|                        |                        | 目的となる株式数                            | 40,000株        | 目的となる株式数                            | 35,000株        |
|                        |                        | 保有者数                                | 1人             | 保有者数                                | 1人             |
|                        | 社外取締役                  | 新株予約権の数                             | —              | 新株予約権の数                             | —              |
|                        |                        | 目的となる株式数                            | —              | 目的となる株式数                            | —              |
|                        |                        | 保有者数                                | —              | 保有者数                                | —              |
|                        | 監査役                    | 新株予約権の数                             | —              | 新株予約権の数                             | —              |
|                        |                        | 目的となる株式数                            | —              | 目的となる株式数                            | —              |
|                        |                        | 保有者数                                | —              | 保有者数                                | —              |

|                        |                   | 第27回新株予約権                    |                           |
|------------------------|-------------------|------------------------------|---------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2021年4月28日                   |                           |
| 新株予約権の数                |                   | 12,000個                      |                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式                         | 12,000株<br>(新株予約権1個につき1株) |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権1個当たり                   | —                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり)        | 1,683円<br>1,683円)         |
| 権利行使期間                 |                   | 2021年5月14日から<br>2031年4月27日まで |                           |
| 行使の条件                  |                   | (注) (b)(c)(d)                |                           |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数  | 12,000個<br>12,000株<br>1人  |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数  | —<br>—<br>—               |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数  | —<br>—<br>—               |

(注) 新株予約権の行使の条件

- (a) 本新株予約権者は、行使期間満了日までの間に、以下のいずれかの事由が生じた場合には、当該事由が生じた日以後、本新株予約権を行使することができないものとする。但し、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該上場の日をもって、本(a)記載の行使の条件は消滅する。
- (i) 行使価額を下回る金額の払込金額をもって当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式が処分された場合（但し、当該払込金額が会社法第199条第3項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。）。
- (ii) 当社株主により、行使価額を下回る金額を対価として当社普通株式の売買が行われた場合（但し、当該売買時点における当社普通株式の株式価値よりも著しく低いと認められる価格で売買が行われた場合を除く。）。
- (iii) 当社が、当社が依頼した第三者評価機関から、いずれかの事業年度末日を基準日としてディスカウント・キャッシュ・フロー法及び類似会社比較法の方法により評価された当社普通株式の1株当たりの株式評価額（一定の幅で評価が示されるものである場合は、当該幅の下限の金額）がいずれも行使価額を下回る内容の株式価値評価書を受領した場合。
- (b) 本新株予約権者が、従業員、取締役、監査役、又はコンサルタント（以下「役務提供者」という。）でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3カ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (c) 本新株予約権者が、米国内国歳入法典第22条(e)(3)に定義される完全且つ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (d) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |          | 第24回新株予約権                           |          | 第25回新株予約権                           |   |
|------------------------|----------|-------------------------------------|----------|-------------------------------------|---|
| 発行決議日                  |          | 2021年2月25日                          |          | 2021年2月25日                          |   |
| 新株予約権の数                |          | 26,000個                             |          | 8,000個                              |   |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |          | 普通株式 26,000株<br>(新株予約権1個につき 1株)     |          | 普通株式 8,000株<br>(新株予約権1個につき 1株)      |   |
| 新株予約権の払込金額             |          | 新株予約権1個当たり ー円                       |          | 新株予約権1個当たり ー円                       |   |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |          | 新株予約権1個当たり 1,732円<br>(1株当たり 1,732円) |          | 新株予約権1個当たり 1,732円<br>(1株当たり 1,732円) |   |
| 権利行使期間                 |          | 2021年3月12日から<br>2031年2月24日まで        |          | 2021年3月12日から<br>2031年2月24日まで        |   |
| 行使の条件                  |          | (注) (a)(b)(c)                       |          | (注) (a)(b)(c)                       |   |
| 使用人等への交付状況             | 当社使用人    | 新株予約権の数                             | 12,000個  | 新株予約権の数                             | ー |
|                        |          | 目的となる株式数                            | 12,000株  | 目的となる株式数                            | ー |
|                        |          | 交付者数                                | 3人       | 交付者数                                | ー |
| 子会社の役員及び使用人            | 新株予約権の数  | 14,000個                             | 新株予約権の数  | 8,000個                              |   |
|                        | 目的となる株式数 | 14,000株                             | 目的となる株式数 | 8,000株                              |   |
|                        | 交付者数     | 2人                                  | 交付者数     | 2人                                  |   |

|                        |          | 第26回新株予約権                       |          | 第28回新株予約権                           |        |
|------------------------|----------|---------------------------------|----------|-------------------------------------|--------|
| 発行決議日                  |          | 2021年2月25日                      |          | 2021年4月28日                          |        |
| 新株予約権の数                |          | 22,600個                         |          | 1,000個                              |        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |          | 普通株式 22,600株<br>(新株予約権1個につき 1株) |          | 普通株式 1,000株<br>(新株予約権1個につき 1株)      |        |
| 新株予約権の払込金額             |          | 新株予約権1個当たり ー円                   |          | 新株予約権1個当たり ー円                       |        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |          | 新株予約権1個当たり 1円<br>(1株当たり 1円)     |          | 新株予約権1個当たり 1,683円<br>(1株当たり 1,683円) |        |
| 権利行使期間                 |          | 2021年3月12日から<br>2031年2月24日まで    |          | 2021年5月14日から<br>2031年4月27日まで        |        |
| 行使の条件                  |          | (注) (d)(e)(f)                   |          | (注) (a)(b)(c)                       |        |
| 使用人等への交付状況             | 当社使用人    | 新株予約権の数                         | 8,700個   | 新株予約権の数                             | 1,000個 |
|                        |          | 目的となる株式数                        | 8,700株   | 目的となる株式数                            | 1,000株 |
|                        |          | 交付者数                            | 31人      | 交付者数                                | 1人     |
| 子会社の役員及び使用人            | 新株予約権の数  | 13,900個                         | 新株予約権の数  | ー                                   |        |
|                        | 目的となる株式数 | 13,900株                         | 目的となる株式数 | ー                                   |        |
|                        | 交付者数     | 47人                             | 交付者数     | ー                                   |        |

|                        |                 | 第29回新株予約権                                      | 第30回新株予約権                                    |
|------------------------|-----------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                 | 2021年7月14日                                     | 2021年10月14日                                  |
| 新株予約権の数                |                 | 19,000個                                        | 1,500個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                 | 普通株式 19,000株<br>(新株予約権1個につき 1株)                | 普通株式 1,500株<br>(新株予約権1個につき 1株)               |
| 新株予約権の払込金額             |                 | 新株予約権1個当たり -円                                  | 新株予約権1個当たり -円                                |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                 | 新株予約権1個当たり 1,474円<br>(1株当たり 1,474円)            | 新株予約権1個当たり 1,198円<br>(1株当たり 1,198円)          |
| 権利行使期間                 |                 | 2021年7月29日から<br>2031年7月13日まで                   | 2021年11月1日から<br>2031年10月13日まで                |
| 行使の条件                  |                 | (注) (a)(b)(c)                                  | (注) (a)(b)(c)                                |
| 使用人等への<br>交付状況         | 当社使用人           | 新株予約権の数 19,000個<br>目的となる株式数 19,000株<br>交付者数 2人 | 新株予約権の数 1,500個<br>目的となる株式数 1,500株<br>交付者数 1人 |
|                        | 子会社の役員<br>及び使用人 | 新株予約権の数 -<br>目的となる株式数 -<br>交付者数 -              | 新株予約権の数 -<br>目的となる株式数 -<br>交付者数 -            |

|                        |                 | 第31回新株予約権                                      |
|------------------------|-----------------|------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                 | 2021年10月14日                                    |
| 新株予約権の数                |                 | 11,000個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                 | 普通株式 11,000株<br>(新株予約権1個につき 1株)                |
| 新株予約権の払込金額             |                 | 新株予約権1個当たり -円                                  |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                 | 新株予約権1個当たり 1,198円<br>(1株当たり 1,198円)            |
| 権利行使期間                 |                 | 2021年11月1日から<br>2031年10月13日まで                  |
| 行使の条件                  |                 | (注) (a)(b)(c)                                  |
| 使用人等への<br>交付状況         | 当社使用人           | 新株予約権の数 11,000個<br>目的となる株式数 11,000株<br>交付者数 1人 |
|                        | 子会社の役員<br>及び使用人 | 新株予約権の数 -<br>目的となる株式数 -<br>交付者数 -              |

(注) 新株予約権の行使の条件

- (a) 本新株予約権者が、役務提供者（従業員、取締役、監査役、又はコンサルタントをいう。）でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3カ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (b) 本新株予約権者が、米国内国歳入法典第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (c) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (d) 本新株予約権者が、役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、本新株予約権の権利が確定し、最初に行使可能となる日又は役務提供者でなくなった日のいずれか遅い方から3カ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (e) 本新株予約権者が、米国内国歳入法典第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、本新株予約権の権利が確定し、最初に行使可能となる日又は役務提供者でなくなった日のいずれか遅い方から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (f) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権の権利が確定し、最初に行使可能となる日又は当該死亡の日のいずれか遅い方から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2022年1月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                 |
|----------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長  | 川西 徹  | SanBio,Inc.取締役                                                                               |
| 代表取締役社長  | 森 敬太  | SanBio,Inc.取締役 Chairman                                                                      |
| 取締役副社長   | 辻村 明広 | SanBio,Inc. CEO                                                                              |
| 取締役      | 古谷 昇  | コンビ株式会社 社外取締役<br>株式会社ジズホールディングス 社外取締役<br>ビルコム株式会社 社外取締役<br>株式会社メドレー 社外取締役<br>株式会社イノフィス 社外取締役 |
| 常勤監査役    | 棚橋 正顕 |                                                                                              |
| 監査役      | 植田 俊道 | 株式会社ホンキイトンク 代表取締役<br>サインポスト株式会社 社外取締役                                                        |
| 監査役      | 佐藤 洋一 |                                                                                              |

- (注) 1. 取締役古谷昇氏は、社外取締役であります。  
2. 常勤監査役棚橋正顕氏、監査役植田俊道氏及び監査役佐藤洋一氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役植田俊道氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 当社は、古谷昇氏、棚橋正顕氏、植田俊道氏及び佐藤洋一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

- ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役  
該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

当社の役員報酬等の額及びその算定方法については、取締役に係るものは取締役会、監査役に係るものは監査役会で決定しております。

当事業年度における当社取締役の金銭報酬の額については、代表取締役会長が各取締役の担当職務、業績、貢献度及び企業価値増大への取り組みを勘案し、報酬案を取締役会に提案し、取締役会は、この提案に基づき協議を行ったうえで、代表取締役会長に報酬決議を一任しております。最終的に、代表取締役会長は、取締役会での協議を受けてこの報酬額を決定しております。なお、金銭報酬の額は、2013年3月25日開催の臨時株主総会において決議した年間の総額5億円の範囲内で決定されております。

また、当該報酬とは別枠で、当社の取締役1名（社外取締役ではありません。）を対象として、2019年4月26日開催の第6回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額168百万円以内、2020年4月28日開催の第7回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として100百万円以内、2021年4月28日開催の第8回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として24百万円以内とそれぞれ決議いただいております。

当事業年度における当社監査役の報酬等の額については、監査役会は、各監査役の常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を確認し客観性・透明性を確保する観点から協議を行い、2013年3月25日開催の臨時株主総会において決議した年間の総額3億円の範囲内において決定されております。

ロ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分             | 報酬等の総額        | 報酬等の種類別の総額    |                |        | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|---------------|---------------|----------------|--------|----------------|
|                  |               | 固定報酬          | ストック・<br>オプション | 業績連動報酬 |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 173百万円<br>(6) | 130百万円<br>(6) | 43百万円<br>(0)   | —      | 4名<br>(1)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 23<br>(23)    | 23<br>(23)    | —              | —      | 3<br>(3)       |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 196<br>(29)   | 153<br>(29)   | 43<br>(0)      | —      | 7<br>(4)       |

- (注) 1. 取締役の報酬等には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。  
 2. 上表のストック・オプションは、ストック・オプション報酬に係る費用計上額43百万円（取締役（社外取締役を除く）1名43百万円）であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役古谷昇氏は、コンビ株式会社社外取締役、株式会社ジンズホールディングス社外取締役、ビルコム株式会社社外取締役、株式会社メドレー社外取締役、株式会社イノフィス社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役植田俊道氏は、株式会社ホンキートンク代表取締役、サインポスト株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

|           | 主 な 活 動 状 況 及 び<br>期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 古 谷 昇 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。経営に関する高い見地にに基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。特に、当社の経営戦略並びに業績について、適宜必要な発言を行っております。 |

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

・社外監査役

|             | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                                          |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 棚 橋 正 顕 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。経営に関する高い見地にに基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経営戦略並びに業績について、適宜必要な発言を行っております。         |
| 監査役 植 田 俊 道 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地にに基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について、適宜必要な発言を行っております。 |



|          | 主  な  活  動  状  況                                                                                                                                                                |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 佐藤洋一 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。経営に関する高い見地に基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の研究開発並びに内部管理体制について、適宜必要な発言を行っております。 |

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

#### ② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 30百万円     |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30        |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、会計監査人の監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき相当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で責任限定契約を締結しておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会が、業務の適正を確保するために必要な体制の整備について決議した内容の概要は、当事業年度末現在、次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社及び当社子会社において法令・定款及び社会規範を遵守するための「コンプライアンス行動規範」を制定し、全社に周知・徹底することにより、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

ロ. 当社及び当社子会社において内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

ハ. 当社及び当社子会社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令に基づき、適切に保存及び管理を行う。

ロ. 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する体制

イ. 当社及び当社子会社の取締役会において、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

ロ. 当社及び当社子会社の危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速対処するものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社及び当社子会社における取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離する。

ロ. 当社及び当社子会社における取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

ハ. 当社及び当社子会社の取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
- イ. 職務執行上の重要な事項に関して、親会社へ定期的な報告がなされる体制を整備する。
- ⑥ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 経営管理部が管理担当となり、関係会社管理規程に基づき、関係会社管理を行う。
  - ロ. 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
  - ハ. 法務・コンプライアンス部は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。なお、法務・コンプライアンス部については、代表取締役会長が内部監査を実施し、代表取締役社長に報告する。
- ⑦ 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
  - ロ. 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び子会社の取締役、監査役並びに使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、取締役会のほか重要会議である執行役員会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
  - ロ. 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。

- ⑩ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査役へ報告を行った役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑫ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を確保する。
- ロ. 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- ハ. 監査役は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- ニ. 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、2014年12月に取締役会決議を行った当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

2021年2月1日から2022年1月31日までの期間においては、職務の執行が効率的に行われること及び業務の適正を確保することを目的として、当社グループにおける主要な業務プロセスの精査及び変更を行い、人員の増強を含めた運用体制の整備に努めました。

また、当社グループはそれぞれ内部通報窓口を設置しており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、特に定めておりません。

## 連結貸借対照表

(2022年1月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目             | 金 額        |
|-------------|-----------|-----------------|------------|
| ( 資 産 の 部 ) |           | ( 負 債 の 部 )     |            |
| 流 動 資 産     | 5,351,509 | 流 動 負 債         | 1,463,266  |
| 現金及び預金      | 4,557,006 | 1年内返済予定の長期借入金   | 512,500    |
| 貯 蔵 品       | 467,846   | 未 払 金           | 340,149    |
| 前 渡 金       | 182,565   | 未 払 費 用         | 451,898    |
| そ の 他       | 144,091   | 未 払 法 人 税 等     | 122,494    |
| 固 定 資 産     | 159,392   | 賞 与 引 当 金       | 21,658     |
| 有形固定資産      | 58,748    | そ の 他           | 14,565     |
| 建物及び構築物     | 24,448    | 固 定 負 債         | 2,012,500  |
| 工具、器具及び備品   | 34,299    | 長 期 借 入 金       | 2,012,500  |
| 無形固定資産      | 66,283    | 負 債 合 計         | 3,475,766  |
| 投資その他の資産    | 34,360    | ( 純 資 産 の 部 )   |            |
| 資 産 合 計     | 5,510,901 | 株 主 資 本         | 2,803,491  |
|             |           | 資 本 金           | 4,075,135  |
|             |           | 資 本 剰 余 金       | 7,786,578  |
|             |           | 利 益 剰 余 金       | △9,057,369 |
|             |           | 自 己 株 式         | △853       |
|             |           | その他の包括利益累計額     | △1,094,792 |
|             |           | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | △1,094,792 |
|             |           | 新 株 予 約 権       | 326,436    |
|             |           | 純 資 産 合 計       | 2,035,135  |
|             |           | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 5,510,901  |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 2021年2月1日から  
2022年1月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                          | 金         | 額                 |
|------------------------------|-----------|-------------------|
| <b>事業費用</b>                  |           |                   |
| 研究開発費                        | 4,955,385 |                   |
| その他の販売費及び一般管理費               | 1,665,498 | 6,620,884         |
| <b>営業損失 ( △ )</b>            |           | <b>△6,620,884</b> |
| <b>営業外収益</b>                 |           |                   |
| 受取利息                         | 2,240     |                   |
| 受取配当金                        | 3,172     |                   |
| 為替差益                         | 1,961,737 |                   |
| 債務免除益                        | 128,403   |                   |
| その他                          | 328       | 2,095,882         |
| <b>営業外費用</b>                 |           |                   |
| 支払利息                         | 44,606    |                   |
| 資金調達費用                       | 10,194    | 54,801            |
| <b>経常損失 ( △ )</b>            |           | <b>△4,579,802</b> |
| <b>特別利益</b>                  |           |                   |
| 新株予約権戻入益                     | 29,487    | 29,487            |
| <b>特別損失</b>                  |           |                   |
| 固定資産除却損                      | 10,107    | 10,107            |
| <b>税金等調整前当期純損失 ( △ )</b>     |           | <b>△4,560,423</b> |
| 法人税、住民税及び事業税                 |           | 117,433           |
| <b>当期純損失 ( △ )</b>           |           | <b>△4,677,856</b> |
| <b>親会社株主に帰属する当期純損失 ( △ )</b> |           | <b>△4,677,856</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

( 2021年2月1日から  
2022年1月31日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本    |            |            |         |             |
|-------------------------|------------|------------|------------|---------|-------------|
|                         | 資 本 金      | 資 本 剰 余 金  | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高               | 5,561,072  | 9,272,515  | △7,356,499 | △853    | 7,476,235   |
| 当 期 変 動 額               |            |            |            |         |             |
| 新 株 の 発 行               | 2,556      | 2,556      |            |         | 5,112       |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)  |            |            | △4,677,856 |         | △4,677,856  |
| 資本金から剰余金への振替            | △1,488,493 | 1,488,493  |            |         | -           |
| 欠 損 填 補                 |            | △2,976,986 | 2,976,986  |         | -           |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |            |            |            |         | -           |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △1,485,937 | △1,485,937 | △1,700,870 | -       | △4,672,744  |
| 当 期 末 残 高               | 4,075,135  | 7,786,578  | △9,057,369 | △853    | 2,803,491   |

|                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                                 | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------|-----------------------|---------------------------------|-----------|------------|
|                         | 為 替 換 算 定<br>調 整 勘 定  | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |           |            |
| 当 期 首 残 高               | 657,644               | 657,644                         | 216,044   | 8,349,925  |
| 当 期 変 動 額               |                       |                                 |           |            |
| 新 株 の 発 行               |                       |                                 |           | 5,112      |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)  |                       |                                 |           | △4,677,856 |
| 資本金から剰余金への振替            |                       |                                 |           | -          |
| 欠 損 填 補                 |                       |                                 |           | -          |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △1,752,436            | △1,752,436                      | 110,391   | △1,642,045 |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △1,752,436            | △1,752,436                      | 110,391   | △6,314,789 |
| 当 期 末 残 高               | △1,094,792            | △1,094,792                      | 326,436   | 2,035,135  |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 【連結注記表】

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

|          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| 連結子会社の数  | 2社                                    |
| 連結子会社の名称 | SanBio, Inc.<br>SanBio Asia Pte. Ltd. |

上記のうち、SanBio Asia Pte. Ltd.については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 10～39年

工具、器具及び備品 3～10年

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）で償却していません。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 繰延資産の処理方法  
株式交付費  
支出時に全額費用として処理しております。
- ② 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の連結計算書類から適用しておりますが、該当事項はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 418,210千円

2. 貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

|              |             |
|--------------|-------------|
| 貸出コミットメントの総額 | 7,600,000千円 |
| 借入実行残高       | 2,300,000千円 |
| 差引未実行残高      | 5,300,000千円 |

上記の貸出コミットメント契約については、主に、財務制限条項（2025年1月期及び2026年1月期の決算期における連結の損益計算書に示される経常利益が、損失とならないようにすることのほか、契約期間において連結貸借対照表上の現金及び預金、及び純資産が一定金額以上を維持すること。）及び遵守事項（SB623の販売予定時期等に関する事項）が付されております。

(連結損益計算書に関する注記)

債務免除益

債務免除益は、米国子会社 SanBio, Inc.における、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた米国中小企業に向けた「給与保護プログラム（Paycheck Protection Program）」での受領金額の返済免除に係るものであります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 51,793,402株
2. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 731,359株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金繰計画に照らして、必要な資金を金融機関からの借入により調達しております。

外貨建の現金及び預金、金銭債務である未払金等は、為替変動リスクに晒されております。外貨建の債権債務に係る為替変動リスクについて、為替相場の状況を継続的に把握しております。また、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|            | 連結貸借対照表<br>計上額(*) | 時 価 ( * )   | 差 額 |
|------------|-------------------|-------------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 4,557,006         | 4,557,006   | —   |
| (2) 未払金    | (340,149)         | (340,149)   | —   |
| (3) 長期借入金  | (2,525,000)       | (2,525,000) | —   |

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(1 株当たり情報に関する注記)

|                |         |
|----------------|---------|
| 1 株当たり純資産額     | 32円99銭  |
| 1 株当たり当期純損失(△) | △90円33銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(第三者割当による行使価額修正条項付第32回新株予約権の発行)

1. 募集の概要

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第32回新株予約権（以下、「本新株予約権」）の発行を決議し、2022年3月4日に本新株予約権の発行価額の総額の払込が完了いたしました。

なお、募集の概要は以下のとおりであります。

本新株予約権

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 割当日                  | 2022年3月4日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| (2) 新株予約権の総数             | 75,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (3) 発行価額                 | 本新株予約権1個につき金680円（総額51,000,000円）                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (4) 当該発行による潜在株式数         | 潜在株式数：7,500,000株（新株予約権1個につき100株）                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| (5) 資金調達の種類<br>（差引手取概算額） | 12,386,000,000円（注）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| (6) 行使価額及び行使価額の修正条件      | 当初行使価額1,646円（条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値）<br>行使価額は、割当日の翌取引日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」という。）の90%に相当する価額に修正されます。ただし、修正後の価額が下限行使価額（以下に定義する。以下同じ。）を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。<br>下限行使価額は、823円（条件決定日の直前取引日における東証終値の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額）です。 |
| (7) 募集又は割当方法             | 野村證券株式会社に対する第三者割当方式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (8) その他 | <p>当社は、割当先である野村証券株式会社（以下「割当先」という。）に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができること、当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定することができること、割当先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権を取得すること、割当先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと等について、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当先との間で締結予定の買取契約において合意しております。</p> |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。

なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の資金調達額は行使価額の水準により増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には資金調達額は減少します。

## 2. 資金の使途

|                                                                  | 金額<br>(百万円) | 支出予定時期          |
|------------------------------------------------------------------|-------------|-----------------|
| ① SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムの市販開始後の製造体制構築及び在庫確保                         | 6,609       | 2022年3月～2025年3月 |
| ② SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムの市販開始後の普及体制構築                               | 2,000       | 2022年3月～2025年3月 |
| ③ 慢性期外傷性脳損傷プログラム以外のSB623の新規適応拡大やグローバル（地域）展開に向けた日本での脳梗塞プログラムの臨床開発 | 3,777       | 2022年3月～2025年3月 |
| 合計                                                               | 12,386      | -               |

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2022年3月11日開催の取締役会において、2022年4月27日開催の第9回定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議しました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

資本金及び資本準備金の額を減少することにより税負担の軽減を図り、また、この欠損金の填補により財務体質の健全化を図るとともに、今後の株主還元（配当及び自己株式取得）を含む資本政策の機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行います。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものです。

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額 4,075,135,751円のうち3,219,947,938円

資本準備金の額 4,072,635,735円のうち3,219,947,938円

(2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 6,439,895,876円

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 減少するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 6,439,895,876円

(2) 増加する繰越利益剰余金の額

繰越利益剰余金 6,439,895,876円

4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

(1) 取締役会決議日 2022年3月11日

(2) 株主総会決議日 2022年4月27日（予定）

(3) 債権者異議申述最終期日 2022年5月30日（予定）

(4) 効力発生日 2022年6月6日（予定）

# 貸借対照表

(2022年1月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b>     |                  | <b>( 負 債 の 部 )</b>     |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>4,725,725</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>837,910</b>   |
| 現金及び預金                 | 3,454,528        | 1年内返済予定の長期借入金          | 512,500          |
| 貯蔵品                    | 185,518          | 未払金                    | 110,590          |
| 前払費用                   | 34,899           | 未払費用                   | 74,758           |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金      | 2,308,800        | 未払法人税等                 | 122,494          |
| その他                    | 663,360          | 預り金                    | 11,891           |
| 貸倒引当金                  | △1,921,381       | 賞与引当金                  | 5,675            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>158,144</b>   | <b>固 定 負 債</b>         | <b>2,012,500</b> |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>39,233</b>    | 長期借入金                  | 2,012,500        |
| 建物                     | 21,922           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>2,850,410</b> |
| 工具、器具及び備品              | 17,311           | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>   |                  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>63,384</b>    | <b>株 主 資 本</b>         | <b>1,707,022</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>55,526</b>    | 資本金                    | 4,075,135        |
| 関係会社株式                 | 33,126           | 資本剰余金                  | 4,072,635        |
| 関係会社長期貸付金              | 18,450,920       | 資本準備金                  | 4,072,635        |
| その他                    | 1,638,098        | 利益剰余金                  | △6,439,895       |
| 貸倒引当金                  | △20,066,618      | その他利益剰余金               | △6,439,895       |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>4,883,869</b> | 繰越利益剰余金                | △6,439,895       |
|                        |                  | 自己株式                   | △853             |
|                        |                  | 新株予約権                  | 326,436          |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>2,033,458</b> |
|                        |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>4,883,869</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。



## 損 益 計 算 書

( 2021年 2 月 1 日から  
2022年 1 月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                          | 金 額       | 金 額               |
|------------------------------|-----------|-------------------|
| <b>事 業 費 用</b>               |           |                   |
| 研 究 開 発 費                    | 481,563   |                   |
| そ の 他 の 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費  | 996,162   | 1,477,725         |
| <b>営 業 損 失 ( △ )</b>         |           | <b>△1,477,725</b> |
| <b>営 業 外 収 益</b>             |           |                   |
| 受 取 利 息                      | 550,000   |                   |
| 受 取 配 当 金                    | 3,172     |                   |
| 為 替 差 益                      | 1,911,306 |                   |
| そ の 他                        | 81        | 2,464,562         |
| <b>営 業 外 費 用</b>             |           |                   |
| 支 払 利 息                      | 44,606    |                   |
| 資 金 調 達 費 用                  | 10,194    | 54,801            |
| <b>経 常 利 益</b>               |           | <b>932,035</b>    |
| <b>特 別 利 益</b>               |           |                   |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益              | 29,487    | 29,487            |
| <b>特 別 損 失</b>               |           |                   |
| 固 定 資 産 除 却 損                | 9,984     |                   |
| 関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額      | 7,274,000 | 7,283,984         |
| <b>税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ )</b> |           | <b>△6,322,462</b> |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税      |           | 117,433           |
| <b>当 期 純 損 失 ( △ )</b>       |           | <b>△6,439,895</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2021年2月1日から  
2022年1月31日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本    |            |            |             |                     |             |         | 株 主 資 本 計  |
|-------------------------|------------|------------|------------|-------------|---------------------|-------------|---------|------------|
|                         | 資 本 金      | 資 本 剰 余 金  |            |             | 利 益 剰 余 金           |             | 自 己 株 式 |            |
|                         |            | 資本準備金      | その他資本剰余金   | 資本剰余金<br>合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |         |            |
| 当 期 首 残 高               | 5,561,072  | 5,558,572  | -          | 5,558,572   | △2,976,986          | △2,976,986  | △853    | 8,141,806  |
| 当 期 変 動 額               |            |            |            |             |                     |             |         |            |
| 新 株 の 発 行               | 2,556      | 2,556      |            | 2,556       |                     |             |         | 5,112      |
| 当期純損失(△)                |            |            |            |             | △6,439,895          | △6,439,895  |         | △6,439,895 |
| 資本金から剰余金への振替            | △1,488,493 |            | 1,488,493  | 1,488,493   |                     |             |         | -          |
| 準備金から剰余金への振替            |            | △1,488,493 | 1,488,493  | -           |                     |             |         | -          |
| 欠 損 填 補                 |            |            | △2,976,986 | △2,976,986  | 2,976,986           | 2,976,986   |         | -          |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |            |            |            |             |                     |             |         | -          |
| 当期変動額合計                 | △1,485,937 | △1,485,937 | -          | △1,485,937  | △3,462,909          | △3,462,909  | -       | △6,434,783 |
| 当 期 末 残 高               | 4,075,135  | 4,072,635  | -          | 4,072,635   | △6,439,895          | △6,439,895  | △853    | 1,707,022  |

|                         | 新 株<br>予 約 権 | 純 資 産<br>合 計 |
|-------------------------|--------------|--------------|
| 当 期 首 残 高               | 216,044      | 8,357,851    |
| 当 期 変 動 額               |              |              |
| 新 株 の 発 行               |              | 5,112        |
| 当期純損失(△)                |              | △6,439,895   |
| 資本金から剰余金への振替            |              | -            |
| 準備金から剰余金への振替            |              | -            |
| 欠 損 填 補                 |              | -            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 110,391      | 110,391      |
| 当期変動額合計                 | 110,391      | △6,324,392   |
| 当 期 末 残 高               | 326,436      | 2,033,458    |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 10～30年

工具、器具及び備品 3～10年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の計算書類から適用しておりますが、該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

|        |             |
|--------|-------------|
| 短期金銭債権 | 583,979千円   |
| 長期金銭債権 | 1,615,698千円 |
| 短期金銭債務 | 56,308千円    |

2. 貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

|              |             |
|--------------|-------------|
| 貸出コミットメントの総額 | 7,600,000千円 |
| 借入実行残高       | 2,300,000千円 |
| 差引未実行残高      | 5,300,000千円 |

上記の貸出コミットメント契約については、主に、財務制限条項(2025年1月期及び2026年1月期の決算期における連結の損益計算書に示される経常利益が、損失とならないようにすることのほか、契約期間において連結貸借対照表上の現金及び預金、及び純資産が一定金額以上を維持すること。)及び遵守事項(SB623の販売予定時期等に関する事項)が付されております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高

|      |           |
|------|-----------|
| 受取利息 | 549,998千円 |
|------|-----------|

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

|      |      |
|------|------|
| 普通株式 | 196株 |
|------|------|

(税効果会計に関する注記)  
繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

|                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 繰延税金資産                |              |
| 減価償却超過額               | 294千円        |
| 未払賞与                  | 17,825千円     |
| 未払事業税                 | 14,860千円     |
| 株式報酬費用                | 99,856千円     |
| 関係会社株式評価損             | 90,983千円     |
| 貸倒引当金                 | 6,733,777千円  |
| 繰越欠損金                 | 775,742千円    |
| その他                   | 4,682千円      |
| 繰延税金資産小計              | 7,738,022千円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △775,742千円   |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △6,962,280千円 |
| 繰延税金資産合計              | 一千円          |

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 種類          | 会社等の名称          | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係         | 取引の内容         | 取引金額       | 科目                                  | 期末残高       |
|-------------|-----------------|----------------|-------------------|---------------|------------|-------------------------------------|------------|
| 子会社         | SanBio, Inc.    | 所有<br>直接 100%  | 役員兼務              | 資金の貸付         | 19,643,787 | 1年内回収予定の<br>関係会社長期貸付金<br>(注2)       | 2,308,800  |
|             |                 |                |                   |               |            | 関係会社長期貸付金<br>(注2)                   | 18,450,920 |
|             |                 |                | 資金の貸付             | 利息の受取<br>(注1) | 549,998    | 未収収益<br>(流動資産その他)<br>(注2)           | 314,397    |
|             |                 |                |                   |               |            | 長期未収収益<br>(投資その他の資産<br>その他)<br>(注2) | 1,615,698  |
|             |                 |                | 債務の保証<br>(注3)     | 400,000       |            |                                     |            |
| 出向者の受<br>入等 | 出向者人件費<br>等(注4) | 91,073         | 未収入金<br>(流動資産その他) | 268,787       |            |                                     |            |
|             |                 | 28,683         | 未払金               | 56,308        |            |                                     |            |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) SanBio, Inc.への資金の貸付に係る利息については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

- (注2) SanBio, Inc.への関係会社長期貸付金、未収収益及び長期未収収益に対し、21,988,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において7,274,000千円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上しております。
- (注3) 当社は銀行借入に対してSanBio, Inc.より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
- (注4) 出向に関する協定書に基づき、出向者に係る人件費等を支払っております。また、SanBio, Inc.が出向者に係る所得税を支払っております。

## 2. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

| 種類             | 会社等の名称<br>又は氏名 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容         | 取引金額<br>(注2) | 科目 | 期末<br>残高 |
|----------------|----------------|--------------------|---------------|---------------|--------------|----|----------|
| 役員及び個人<br>主要株主 | 森 敬太           | 被所有<br>直接<br>11.6% | 当社<br>代表取締役社長 | 経費の立替<br>(注1) | 10,020       | —  | —        |

(注1) 経費の立替は、実際発生額を精算したものであります。

(注2) 取引金額には消費税を含めておりません。

### (1株当たり情報に関する注記)

|               |          |
|---------------|----------|
| 1株当たり純資産額     | 32円96銭   |
| 1株当たり当期純損失(△) | △124円35銭 |

### (重要な後発事象に関する注記)

(第三者割当による行使価額修正条項付第32回新株予約権の発行)

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、第三者割当による第32回新株予約権の発行を決議し、2022年3月4日に当該新株予約権の発行価額の総額の払込が完了いたしました。詳細については、連結計算書類の【連結注記表】(重要な後発事象に関する注記)をご参照ください。

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2022年3月11日開催の取締役会において、2022年4月27日開催の第9回定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議しました。詳細については、連結計算書類の【連結注記表】(重要な後発事象に関する注記)をご参照ください。

(子会社への貸付)

当社は、2022年3月7日及び2022年3月17日に会社法第370条に基づく取締役会に代わる書面決議を行い、2022年3月8日及び2022年3月25日付で連結子会社SanBio, Inc.への貸付を実行いたしました。

1. 資金の用途 研究開発及び製造
2. 貸付金額 12,000千米ドル
3. 貸付日 2022年3月8日及び2022年3月25日
4. 返済日 2027年3月8日及び2027年3月25日
5. 利率 2.48%

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年3月25日

サンバイオ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 泰 司

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菊池 寛 康

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンバイオ株式会社の2021年2月1日から2022年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンバイオ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年3月25日

サンバイオ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 泰 司

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菊池 寛 康

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンバイオ株式会社の2021年2月1日から2022年1月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年2月1日から2022年1月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月26日

サンバイオ株式会社 監査役会

|              |   |   |   |   |   |
|--------------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 棚 | 橋 | 正 | 顕 | Ⓜ |
| 監査役（社外監査役）   | 植 | 田 | 俊 | 道 | Ⓜ |
| 監査役（社外監査役）   | 佐 | 藤 | 洋 | 一 | Ⓜ |

以上



| 現行定款                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="421 314 500 344">(新設)</p> <p data-bbox="178 503 521 533">第16条～第49条 (条文省略)</p> <p data-bbox="421 836 500 866">(新設)</p> | <p data-bbox="768 172 973 202">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="768 208 1335 306">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="798 312 1335 488">2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="768 503 1165 533">第16条～第49条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="768 548 822 579">附則</p> <p data-bbox="768 585 1335 866">1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="768 872 1335 1002">2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="768 1008 1335 1138">3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

## 第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額6,439,895,876円を計上するに至っております。

つきましては、下記のとおり、資本金及び資本準備金の額を減少することにより税負担の軽減を図り、また、この欠損金の填補により財務体質の健全化を図るとともに、今後の株主還元（配当及び自己株式取得）を含む資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本議案は、発行済株式総数は変更せず、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。また、当社の純資産額にも変更はありませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではございません。

### 1. 資本金の額の減少の内容

#### (1)減少する資本金の額

資本金の額を3,219,947,938円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

#### (2)資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年6月6日を予定しております。

### 2. 資本準備金の額の減少の内容

#### (1)減少する資本準備金の額

資本準備金の額を3,219,947,938円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

#### (2)資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2022年6月6日を予定しております。



### 3. 剰余金の処分の内容

下記のとおり、会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

#### (1)減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 6,439,895,876円

#### (2)増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 6,439,895,876円

### 第3号議案 当社及び当社の子会社の従業員に対する新株予約権（ストック・オプション）の発行の計画の承認の件

#### 1. 提案の理由

##### (1) プランの趣旨及び目的

当社は、当社及び当社の子会社の従業員（当社の取締役を兼任する者を含みます。）の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社グループ全体の中長期的な企業価値向上に資することを目的として、当社及び当社の子会社の従業員に対してストック・オプションとしての新株予約権を発行したいと考えております。

その発行の際には、会社法第238条及び第240条の定めに従い、当社取締役会の決議をもって新株予約権の募集事項を決定いたしますが、米国カリフォルニア州に所在する当社の子会社 SanBio, Inc.の米国従業員を対象者を含めて新株予約権を発行するに当たっては、米国法上、新株予約権の発行の計画の内容を株主総会の決議により定めることが必要となる場合があることから、当該計画の内容として、下記2. の内容の「サンバイオ株式会社 2022年～2024年インセンティブ・ストック・オプション・プラン」（以下「2022年インセンティブ・プラン」といいます。）のご承認をお願いするものであります。

2022年インセンティブ・プランに基づき発行される新株予約権は、その行使価額について、新株予約権の割当日における当社株式の公正価値を下回らないものとするにより（下記2. (5)ご参照）、割当日後の当社株価の上昇分が従業員（当社の取締役を兼任する者を含みます。）の利益となるようにするものです。このストック・オプションを発行することにより、優秀な人材の確保の手段としてストック・オプションを活用するほか、当社グループ全体の中長期的な企業価値の向上に向けた従業員の意欲や士気を多角的に喚起することが可能になるものと考えています。

なお、2022年インセンティブ・プランの対象者となる当社及び当社の子会社の従業員の中には、当社の取締役を兼任する者が含まれる予定です。ただし、2022年インセンティブ・プランに基づき当該兼任者に対するストック・オプションの付与をする場合には、取締役の報酬等としてご承認をお願いする議案を、別途株主総会に付議することといたします。

本議案でご承認をお願いする2022年インセンティブ・プランに基づき発行される新株予約権の目的である株式は、当社普通株式最大200,000株（第9期末（2022年1月31日）時点の発行済株式総数に対して約0.4%相当）であるところ、2022年インセンティブ・プランは、当社及び当社の子会社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社グループ全体の中長期的な企業価値向上に資することを目的とするものであることから、適切な規模であるものと考えております。

## 2. 2022年インセンティブ・プランの内容

### (1)2022年インセンティブ・プランに基づき発行される新株予約権

当社の新株予約権（以下2.において「本新株予約権」という。）を発行する。本新株予約権は、インセンティブ・ストック・オプション（米国内国歳入法典第422条で定義されるところを意味する。以下2.において「ISO」という。）又はISOとして適格とならないストック・オプションとして発行することができる。

### (2)本新株予約権の割当対象者

当社及び当社の子会社（米国内国歳入法典第424条(f)で定義されるところを意味する。）の従業員

（注）当社の取締役を兼任する者を含みます。

### (3)本新株予約権の目的である株式の種類及び総数

当社普通株式 最大200,000株（第9期末（2022年1月31日）時点の発行済株式総数に対し約0.4%相当）

本新株予約権が未行使のまま失効又は行使不能となった場合には、2022年インセンティブ・プランが終了しておらず、かつ、下記(9)の定めに従う限り、当社は、当該本新株予約権の目的である株式（以下「再利用対象株式」という。）を、2022年インセンティブ・プランに基づく将来の株式の付与又は売却に用いることができる。

なお、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合は、米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を比例按分して調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合又はその他の該当する取引の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合等の比率}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する自己株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は、いずれの場合も米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の行使により取得される株式数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

(4)本新株予約権 1 個当たりの割当時の払込金額  
金銭の払込みは不要とする。

(5)本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額の概要

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式 1 株当たりの金額（以下 2. において「行使価額」という。）は、本新株予約権の割当日における当該株式の公正価値を下回らないものとする。

また、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合は、米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合又はその他の該当する取引の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合等の比率}}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する自己株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は、いずれの場合も米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

(6)本新株予約権の行使期間

2022年インセンティブ・プランに基づく本新株予約権の行使期間は、割当日から10年以内でなければならない。

(7)本新株予約権の譲渡禁止

当社取締役会により別途定められる場合を除き、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権について、遺言による又は相続若しくは遺産分配に関する法律による場合を除き、いかなる方法によっても売却、質権の設定、譲渡、抵当権の設定、移転又は処分を行ってはならないものとし、また、本新株予約権の割当てを受けた従業員が生存している間、当該従業員によって

のみ行使できるものとする。当社取締役会は、(i)遺言によるか、(ii)相続若しくは遺産分配に関する法律によるか、又は(iii)1933年米国証券法（その後の変更を含む。）（以下2.において「米国証券法」という。）規則701により認められるところに従う場合に限り、本新株予約権の第三者への移転を承認することができる。また、当社が1934年米国証券取引所法（その後の変更を含む。）（以下2.において「米国証券取引所法」という。）第13条又は第15(d)条の報告要件に服することとなるまで、又は当社取締役会が米国証券取引所法に基づき公布される規則12h-1(f)に定められるところによる米国証券取引所法に基づく登録の免除（以下2.において「規則12h-1(f)免除」という。）に現在若しくは将来依拠しない又は依拠することができないと判断した後は、本新株予約権又は（行使する前は）本新株予約権の対象となる株式については、いかなる方法（ショートポジション、「プットと同等のポジション」又は「コールと同等のポジション」（それぞれ米国証券取引所法規則16a-1(h)及び規則16a-1(b)に定義されることを意味する。）をとる方法を含む。）によっても、(i)贈与若しくは家庭裁判所の命令を通じて「親族」（米国証券法規則701(c)(3)に定義されることを意味する。）である者に対して、又は(ii)加入者が死亡するか若しくは無能力となった時点で加入者の遺言執行者若しくは後見人に対して行う場合を除き、いずれの場合においても、継続的に規則12h-1(f)免除に依拠するために必要となる範囲において、質権の設定、抵当権の設定又はその他譲渡若しくは処分はできないものとする。上記にかかわらず、当社取締役会は、その単独の裁量で、規則12h-1(f)により許される範囲内で、又は、当社が規則12h-1(f)免除に依拠しない場合には2022年インセンティブ・プランにより許される範囲内で、当社に対する譲渡又は当社の支配権の変更若しくはその他当社に関する買収に係る取引に関連する譲渡を承認することができるものとする。

#### (8)本新株予約権の行使可能性

米国カリフォルニア州の従業員に関して、本新株予約権を行使する権利は、本新株予約権者が当社又は当社の子会社における自らの雇用が終了する日に行使する権利を有する範囲内で、以下のうち最も早い時点まで引き続き行使することができるものとする。

- (i) 雇用の終了が死亡又は無能力に起因する場合、当該終了日から6カ月（本新株予約権に係る発行要領又は新株予約権割当契約において6カ月よりも長い期間が定められている場合には、当該期間）が経過する時点
- (ii) 雇用の終了が死亡又は無能力以外の理由に起因する場合、当該終了日から30日（本新株予約権に係る発行要領又は新株予約権割当契約において30日よりも長い期間が定められている場合には、当該期間）が経過する時点
- (iii) 本新株予約権が失効するまでの最長期間の末日

(9)2022年インセンティブ・プランの有効期間

2022年インセンティブ・プランに基づくいずれの本新株予約権も、(a)当社の取締役会が2022年インセンティブ・プランを決定する日、又は(b)当社の株主が2022年インセンティブ・プランを承認する日のいずれかの早い方の日から3年以内に発行されなければならない。但し、2022年インセンティブ・プランに基づき発行され、再利用対象株式のみを目的とする本新株予約権については、当該3年の経過後においても発行することができるものとするが、いかなる場合であっても、(i)当社の取締役会が2022年インセンティブ・プランを決定する日、又は(ii)当社の株主が2022年インセンティブ・プランを承認する日のいずれかの早い方の日から10年以内に発行されなければならない。

(10)2022年インセンティブ・プランの加入者に対する情報の提供

(i)2022年インセンティブ・プランの加入者の総数が500名以上となり、当社が規則12h-1(f)免除に依拠する日、又は(ii)当社が米国証券法規則701に従い2022年インセンティブ・プランの加入者に情報を提供することを要求される日のいずれかの早い方の日から、当社が米国証券取引所法第13条若しくは第15(d)条の報告要件に服することとなるか、規則12h-1(f)免除に依拠しなくなるか、又は米国証券法規則701に従い2022年インセンティブ・プランの加入者に情報を提供することを要求されなくなる時点まで、当社は、少なくとも6カ月毎に、2022年インセンティブ・プランの各加入者に対して、米国証券法規則701(e)(3)、(4)及び(5)に記載される情報を、作成から180日以内の財務諸表とともに提供するものとし、また、当該情報は2022年インセンティブ・プランの各加入者に対して、物理的に又は電子的交付により提供されるものとする。

(11)2022年インセンティブ・プランの株主による承認

2022年インセンティブ・プランは、2022年インセンティブ・プランが当社の取締役会により決定された日から12カ月以内に、当社の発行済議決権付株式の過半数を有する株主により承認されなければならない。

(12)その他の諸条件

当社は、日本の会社法及び当社の定款に従い、2022年インセンティブ・プランに基づく本新株予約権の発行に際してその他の諸条件を定めることができる。

以 上



# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿二丁目6番1号  
新宿住友ビルB2・B1F 新宿住友ホール  
TEL 03-5909-5111



交通 都営地下鉄大江戸線 都庁前駅 A6出口直結  
東京メトロ丸ノ内線 西新宿駅 2番出口より 徒歩約4分  
J R線・小田急線・京王線 新宿駅 西口より 徒歩約8分  
都営地下鉄新宿線 新宿駅 7番出口より 徒歩約8分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。